

**うるま地区内賃貸工場（高度技術製造業賃貸工場）公募説明
チェックリスト**

説 明 日：	令和	年	月	日
会 社 名：				
役職・氏名：				

県担当者から説明を受けた以下の内容に「○」を記入の上、応募資料と一緒に提出して下さい。

チェック欄 (○を記載)	説 明 内 容	
	1	対象業種が「製造業」であること。 ※総務省「日本標準産業分類」大分類 - E 製造業に該当すること
	2	事業計画の搬出額の移輸出割合が「50%以上」であること
	3	長屋型で精密機器を扱っている企業等もいるため、環境対策が必要であること。 ※粉塵、騒音、振動、悪臭対策など
	4	H Pに掲載している「【公募案内】高度技術製造業2号棟1号区画」の「9 他の法令による制限等」を確認し、必要に応じて事前に問い合わせること。特に以下の項目については留意すること。
	4－①	上水の供給を受ける場合は、事前にうるま市水道部営業課と協議すること（098-975-2201）
	4－②	工業用水が逼迫しており、新規契約が出来ない可能性がある。詳細は沖縄県企業局配水管理課（098-866-2810）に確認すること。
	4－③	汚水・雑排水及び工場排水等は、公共下水道へ排出(接続)しなければならない。 接続工事をするときは、必ず市が指定した「指定工事店」へ申し込むこと。 なお、工場等の種類によっては、特定施設の設置届の提出や、除害施設の設置が必要になる場合がありますので、事前にうるま市建設部下水道課（098-973-7977）に相談すること。
	4－④	廃棄物：工場等から排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物を処理する場合は、処理業者へ委託するなど、使用者の責任において適正に処理する必要がある。処理業者も取扱い量が限られている場合もあるので、事前に業者等へ確認すること。 産業廃棄物処理業者については、沖縄県環境整備課H Pか一般社団法人沖縄県産業資源循環協会（098-878-9360）へ確認すること。
	5	工場内の高圧受電設備（キュービクル）の保守管理は入居者にて行うこと。